

電子契約サービスを利用した契約締結（電子契約）について

本案件は電子契約の対象です。電子契約を希望される方は、次ページ「電子契約における参考フロー」及び静岡市ＨＰに掲載している電子契約マニュアル等をご確認の上、入札公告に沿って電子契約利用申請書の提出をお願いします。

なお、紙での契約も可能です。紙での契約の場合、落札決定後から契約書提出までの流れは、従来どおりで変更はありません。

※電子契約利用申請書の提出がない場合は、紙での契約となります。

※変更契約は電子契約の対象ではありません。

<電子契約における提出書類>

・電子契約利用申請書

電子契約を希望する場合は、落札候補者資料と併せて電子入札システムから提出してください。

・事前確認書類（建築士法第22条に係る書類など）

落札決定後、電子メールにて送付します。メールに記載されている期限内に施行担当課と調整した上、メール返信により提出してください。

※対象案件のみ電子メールを送付します。

<電子契約のメリット>

- ✓ 契約書の製本が不要となり、紙での保管が必要なくなります。
- ✓ 契約書への押印が不要となり、電子署名となるため手間が削減できます。
- ✓ 電子契約となるため収入印紙が不要となります。

<導入する電子契約システム> ※受注者の費用負担はありません。

電子印鑑GMOサイン（GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社）

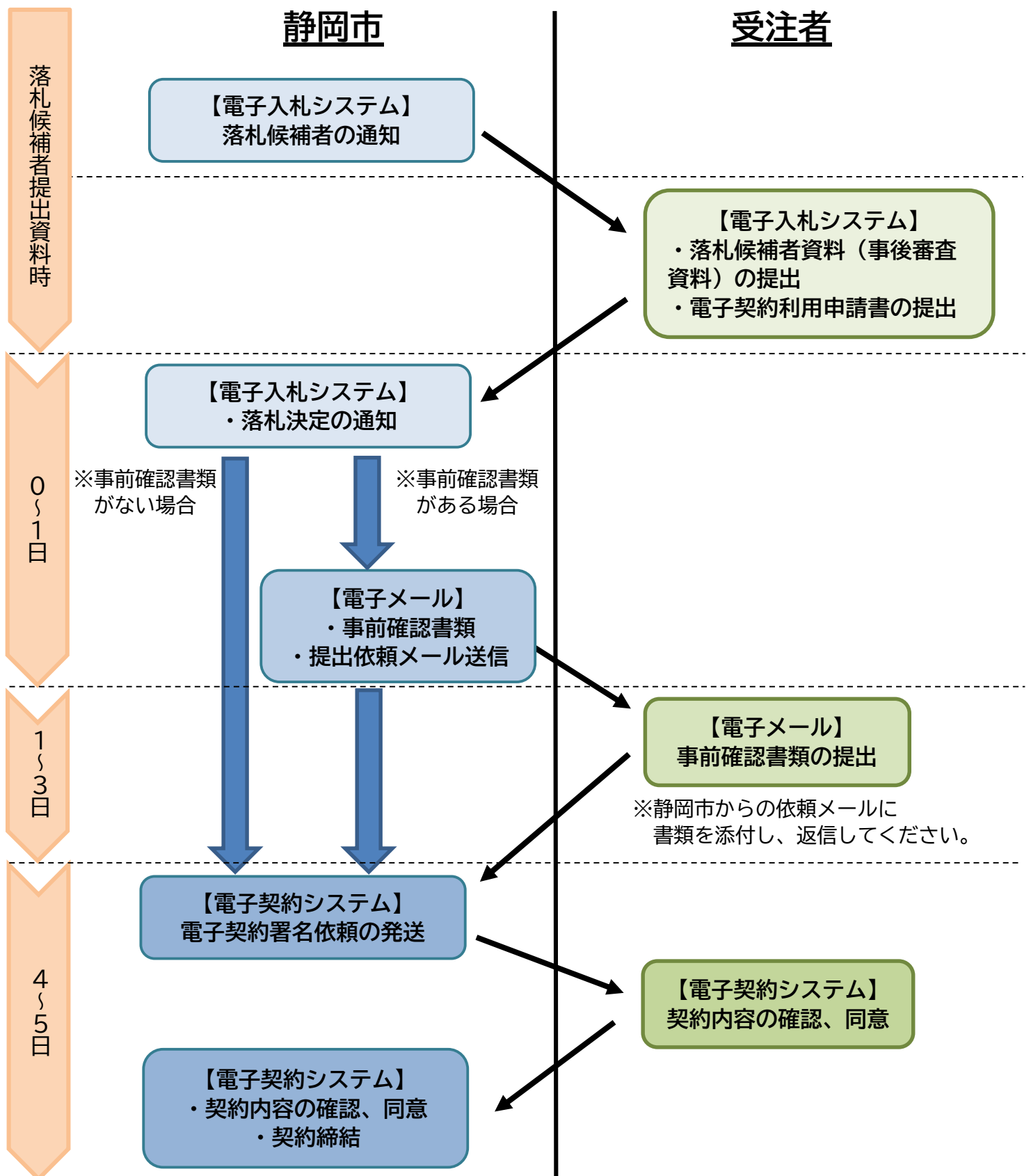
<電子契約マニュアル（静岡市ＨＰ）>

URL：<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s9342/s012341.html>

【問合せ先】

静岡市財政局財政部契約課
工事契約第１・２係
電話 054-221-1027

電子契約における参考フロー



※落札決定後からの日数は、土日祝を除いた目安の日数です。